

フランスの「近代家族イデオロギー」に関する社会史的検討

(2)「近代家族」の政治的統合

浅井 美智子*

Study on the Ideology of the Modern Family in France

Asai Michiko*

(1996年10月28日受付)

ABSTRACT

In the first report, I presented a few questions about the modern family which is presently thought to be the "normal family". In fact, such families have already disappeared, as raised in recent discussions. We need to do research on how families live because people can never live alone. We will thus critically study what the modern families. Family renewal is a commitment in our society which needs to be represented.

However, the model of the family includes a typical style, while the modern family is denied. We never return to the past, and we have the right to live out own lives. Therefore, here the ideology of the modern family will be examined in the reality of modern life. In particular, we will research the ideology based upon "Décret de Napoléon" focusing on the typical modern family.

Key Words : Ideology of the modern family, Décret de Napoléon

*本学 人間・健康の科学 (社会思想史)

5. 家父長制と母性

(1) 女性の社会的撤退と家父長制の確立

次に、家族の中の女性の地位の変化を追ってみよう。資本制が導入される前の生産と消費が未分化の状態にあった時代には、家族生活において実質的な妻の財産権あるいは発言権は確保されていた。したがって、夫と妻の関係においても、古くからの道徳や文化規範が男による女の支配を許していたとしても、妻が無条件に夫に従属していたわけではない。婚姻の目的からすれば、夫と妻の関係はむしろ家の経済をめぐる抗争関係にあったと言ってもよいだろう。妻は夫に反抗する存在ですらあったのである。勿論、伝統的な権力システムはそれを抑圧する文化規範（シャリヴァリ）¹⁰⁾をもってはいた。しかし、しだいに夫は妻の行動を監督するものとされ、18世紀には夫は妻に対して当然の権利として懲罰権をもつに至るのである。

こうした夫の権力の拡大は、17世紀以来、女性が商業や手工業の領域から徐々に締め出されてくるとパラレルの関係にある。この点を明確に指摘したのはエンゲルスである。彼はマルクス主義フェミニズムの出発点となった『家族・私有財産・国家の起源』の中で、「家父長制家族の出現とともに、またそれにもまして単婚制個別家族の出現とともに、事情は変化した。」（エンゲルス〔1884=1965：97〕）と述べている。つまり、上層・下層階級では家族は崩壊すらしかけていた初期資本制の中で、中産ブルジョワ階級が家父長制という男性の支配と、単婚すなわち一夫一婦制による家族形態を選択したこと、そして、ブルジョワ階級が近代資本システムの主要な勢力であったこと、この二つが近代に固有の家族を成立させる大きな要因であったということになる。なぜ、ブルジョワ階級はこのような家族形態を選択したのであろうか。

まず、第一に階級分化にその原因がある。初

期資本制下における家族外労働の増大は女性に外での労働の機会をつくることになる。賃金を得てくるということは、当然のことながら経済的自立を意味する。また、上流階級の女性たちにとって結婚はそれ自体「性の解放」を意味していたから、彼女たちは夫や子供に束縛されることもなく、当時の最先端にある知識人のパトロンとなりつつ、自らの教養を高め自立した精神を携えていた。ところが、資本制の浸透はブルジョワという中産階級を産み出した。この階級の女性たちは働く必要もなかったが、サロンの女主人になるほどの才気もなかったし、またそのような教育も受けていなかった。彼女たちは経済的にも精神的にも自立の道を閉ざされた、要するに社会的存在根拠をもたない女性たちであった。このような女性たちに残されているものといえば、生まれながらの「女」とであるという生殖資本だけである。

第二に、資本制の原理は家族から生産の場を奪ったが、生活の場だけは残した。つまり、職住の分離を行なうことによって人間の生活空間を公的空間と私的空間に分けたのである。その結果、家族は他者の目から逃れたプライベートな空間として孤立化した。ここで必要とされる労働は公的労働のための再生産、つまり家事労働だけである。これが何もすることのないブルジョワ階級の女性の仕事となるのである。勿論、富裕なブルジョワの家庭ではメイドを雇い、女主人は彼女たちの家事労働の指揮監督にあたったのではあるが¹²⁾。

こうしてブルジョワ家族においては夫と妻が生産労働と再生産労働を分業し、相互補完的な生活スタイルを築きはじめたのである。しかし、ブルジョワ階級がこのような性別分業を明確にした家族形態を選択するのに加担したもっとも大きな理由がある。それは近代知による性別分業の正当化である。

フランスにおいて、それはまずフィロゾーフの思想、とりわけ、「自由」「自然」というディスクールがその先便をつけた。彼ら（ビュフォ

ン、ドルバック、ルソーら）は、ほとんど結婚をもっとも幸福で文明化された自然の状態とみなし、社会的要求と個人的要求を共に満たし調停する制度とみなしていたのである。しかも、彼らは一般的に夫婦関係においては最終的に夫が権威を握るのが自然であると考えていた。

再びルソーの『新エロイズ』を取り上げてみよう。この小説のなかで理想的な家族としてジュリとヴォルマルの家庭が描かれているのだが、夫ヴォルマルはほとんどその輪郭が定かではない。しかし、彼は家族にとって「規範」としての役割を担わされている。妻ジュリはそれを感情的に補う存在である。彼女は夫の規範を超えることはなく、自己犠牲を旨としてそれを自然の形として受け入れているのである。夫が決定し妻がそれに従う。先にも触れたように、彼女は自己愛（サン・プルーとの情熱的恋愛）を断念することによって、情熱的ではないが穏やかな夫と妻の情愛を自然として受け取っているのである。このような家庭生活の描写は18世紀には稀なことであるが、ブルジョワ階級には得心がいくものであったろう。また、貴族階級の夫にとっては、社交に忙しい妻によりよい刺激を与えるものとして歓迎したであろう。貴族階級の婦人たちにとってみても、これまで経験のない穏やかな家庭生活は新しいものと映ったに違いない。

ルソーは「自由」の思想家として評価されているけれども、実は家庭生活において、特に夫と妻の関係には恐ろしく家父長制的な意見の持主であったといってよい。しかし、このような家庭における夫のあるいは父の権威を主張する思想は、とりわけルソーに限られるものではない。その背後にローマ法に見られるような女性の劣性、従属性という西欧の根深いディスクールがあることは言うまでもない。ただ、この時代には女性の劣等性が医学的に語られだし、それが「自然」すなわち、変更不能というディスクールに置き換えられだしたことである。後に、近代市民社会を法という言説の中で描いてみせ

たヘーゲルは、夫婦のあり方を次のような倫理として述べている。「婚姻の主観の出発点としてしばしば現れうるのは、この関係に入る両人格の特殊な愛着、あるいは両親などによるあらかじめの配慮と計らいであるが、しかし客観の出発点は、両人格の自由な同意、詳しくいえば、自分たちの自然的で個別的な人格性を前述（ヘーゲルは、肉体的な欲求による性愛は即自的なものであるとして婚姻関係の中から排除している）の一体性において放棄して一人格を成そうとすることの同意である。」（[1855=1977:389]）（ ）引用者

ヘーゲルが謹厳なプロテスタントの家庭に育ったということを考慮に入るとしても、この婚姻の定式化は、ブルジョワ単婚家族における男女のあり方をよく表明している。つまり、個人の自由を謳う近代において、西欧社会のモラルは婚姻による男女の生殖としての性は許可するが、快楽としての性を禁止するという古きキリスト教道徳の規範と少しも変わるところがないということなのだ。異なるところは、性愛の禁止が神の掟ではなく、西欧近代の主体形成と関わる規範、すなわち市民社会（société civile）の掟（ordre）にすぎないということだけである。つまり、西欧近代社会は、男女の性愛を市民道徳によって隠蔽してしまったのである。彼らのモラルは、父、母という仮面の下に男であること、女であることを隠すことにある。そして、男女の性的結合の場としての家族は、快楽を隠蔽したまま単に家族や個体の再生産の場としての倫理的価値を付与されることとなったのである。

伝統的文化規範は支配が夫（男）の権力として表象されていたのであるが、経済的にも精神的にも妻（女）の自立は「自然の支配関係」の逆転、無秩序を意味していた。そして、このような状況を戒めるための近代社会に固有の科学的言説が数多く形成された。とりわけ医学は科学の名に恥じるような根拠で女性の従属性を正当化している。つまり、女は男よりも強い性欲

によって支配されているとか、男よりも強欲であるとか、感情に左右されやすい気質をもっているなどが、女性特有の「弱さ」であり、それが「自然としての性」に還元されて正当化されているのである。また、医学は、子供を衛生管理と精神的成育の対象とすることによって、家庭が子供の教育と管理の場足ることの口実を提供した⁽³⁾。女性が「母の役割」をおしつけられたのはこの時であったろう。女性は産む性ではあったかもしれない。しかし、子供の養育が家庭の中に入り込み、それが産んだ女性の仕事になるなどと、かつてどの階級の女性も考えたことすらなかっただろう。

また、18世紀の啓蒙思想家らによって「受身的で、温和で、従順な妻」、そして何よりも子供を愛し養育する「母の理想像」が喧伝されたことは、近代家族を形成する上でのもうひとつの重要な要因であった⁽⁴⁾。つまり、彼らは、医学によって正当化された女性の従属性と「母の役割」を新しい女性のあり方としてあらゆる階級の理想像にまつりあげたのである。

このような女性の「性」に還元される言説が、近代的な言説空間に現れたことは、見逃されるべきではない。なぜなら、女性の「性」が「科学」として語られようと、それが理想化されて語られようと、語られることそれ自体が抑圧の言説として作用するからである。つまり、近代科学は、女性の従属性や母性を「科学的」という言葉によって、「自然」であるという認識を強化し、家父長制という男による女の支配を正当化したのである。

さらに、このような抑圧的言説に支えられて、より強固に家父長的権力の貫徹が政治的に目論まれた。つまり、支配階級となったブルジョワジーは、相変わらず子供を遺棄し私生児を産み出すプロレタリア階級の家族をモラルの低下とみなし、家父長制的単婚家族を普遍的モラルとしてあらゆる階級にむけて制度化しようとしたのである。養育院などのプロレタリア家族のための救済施設の設置は、このブルジョワ支配権力

言説の表象であることは言うまでもない⁽⁵⁾。これはブルジョワ単婚家族イデオロギーの政治的プロパガンダであり、多様であるはずの性をめぐる人間関係の一元化を謀るという、「性」に対する支配権力による抑圧であった。

性を媒介とする男女の関係、親と子の関係のあり様は、このようにして18世紀の言説空間の中で一元化され、やがて階級を超えて拡大されていくのである。ブルジョワ家族が普遍的制度でないことは明瞭だが、この性を媒介とする人間関係の一元化は、女性が家族の中に生殖の道具として組み込まれることを「自然」「倫理」という言葉で幻想化し、家庭外の女性を差異化することに繋がったとみることもできるだろう。

(2) 「母性」の誕生と子供中心の家族

ブルジョワ家族における男性の女性に対する支配という「家父長制」の貫徹の背後で、性欲を去勢された女性の役割として「母親」役割が固定化されていった。これは子供数の減少から個々の子供への配慮が増大したこと、また、アリエスが指摘したように、伝統的社会では存在しなかった「子供期」というものが認識されるようになったことなどがその要因であると言えるであろう。しかし、とりわけブルジョワ家族における子供は、家のなかで父と母の役割別の配慮の対象となっていくように思われる。

産業構造の変動は、とりわけブルジョワ階級の家庭生活に変化をもたらしたが、その第一の変化は妻が家に居ることである。家の中で過す時間の増大は子供のそばで過す時間の増大を意味した。子供の振るまいや一々の成長に労働のない母親は付き合うことになる。伝統的社会における母親は子供の授乳や身の回りの世話などから早く解放される、つまり早く手がかからなくなることを望んだであろう。彼女たちには他にさまざまな仕事があったし、子供の数も多く、個々の子供と感情的に深く繋がるゆとりもなかった。ところが、家のなかで一日のほとんどもを過すブルジョワ階級の母親は、家事と

育児だけが仕事である。子供への世話は早く切り上げたいものではなく、手をかけることが楽しみとなってくる。結果的に母と子の情緒の関係は農蜜なものとならざるをえない。今日、われわれが「家族的」ということばを使うときに、そこに含んでいるような感情、甘えや依存といったものを許容し合う人間の関係が、おそらくこの頃から出現してきたのであろう。

ところで、フランスでは、上流階級、庶民階級を問わず、子供が生まれてから数年間、乳母のもとへ送る慣習があった。それは仕事としても成り立っていたのである。商人の妻は自分が子供を生むと貴族の子供を引き取って乳母の仕事をし、自分の子供はもっと貧しくしかも遠いところへ里子に出すということが当たり前のこととして行われていた。しかし、このような習慣はやがて非道徳、自然でないと攻撃されるようになっていく。それには子供に対する新しい観念が入り込んでいなければならない。子供への新しい観念と世論の形成には、やはり、18世紀のフィロゾーフ、医者、教育者の影響が大きかったと言える。イギリスの哲学に影響を受けた彼らは、大人になってからの道徳的・心理的性質は子供時代の環境によってつられると主張した。また、彼らは、子供は基本的に大人と異なり論理的に考える能力がないから、規則や強制、罰は実際には子供を害すると主張し、子供の性質や考え方をよく理解することが教育にとって大切なことだと説いた。このように、子供を特別な対象とする思想の展開は、同時に、母親が子供を養育することによってのみ、健康で徳のある子供に育つという言説を作り出した。これが真っ先にブルジョワ階級の母親たちに受け入れられていったことは言うまでもない。もはや労働にもサロンにも主体的行動の領域をもたないブルジョワ階級の母親たちにとって、子供の養育という領域は彼女たちのまさに固有の領域となっていたのである。

また、ルソーの展開した教育論のなかで注目すべき子供の発見がある。それは、子供の固有

の性質に、プリミティブで無垢な自然性を付与したことである。ルソーは次のように言う。

「本来の規則にかえることにしよう。自然は子どもを人から愛され、助けられる者としてつくった。」(ルソー『エミール』[1762=1984: 121])『人間不平等起源論』において、ルソーは人類の文明の発展を堕落と説いていたが、家族の生成期だけは人類のもっとも幸福な時期としていたことが想起される。成熟したものの価値が認められてきたフランス社会に、未成熟で無垢なものに価値を付与したのは、おそらくルソーがはじめてではなかろうか。

(3) ブルジョワ家族の背理・・・未婚の母⁽⁶⁾と私生児

子供時代を人間の成長の特別な段階と考え、家族を親密で調和的な社会の単位とみなす思想の展開とブルジョワ階級によるその実践は、しかし、また逆説と差別を生み出すことにもなった。つまり、アンシャン・レジーム期のフランスではとりわけ捨て子が多かったのである。C.・ドゥラセルは、「18世紀パリの捨て子」という論文の中で、この時期に増大した捨て子の原因に貧困と放蕩を挙げているが、「未婚の母親に対する社会的抑圧や偏見、身を減ばしたという評判は、同時に強力な誘引であった」(Delassele [1975: 78])と指摘している。確かに制度外の子供を出産することは、いずれの時代にも、またどこでも母子ともに社会的スティグマの対象ではある。しかし、なぜ、子供や家族の価値がとりわけ讃えられた時代に婚外出産や捨て子が増大したのであろうか。

ここでもルソーは、実に確かな証人である。彼が下宿屋の手伝いの娘、テレーズ・ル・ヴァスールと深い仲になり、生まれた5人の子供を次々と孤児院に送り込んだ話は有名である。アンシャン・レジームのバリでは、このような行為に及んだルソーが特異な存在であったわけではなく、捨て子は巷に溢れていた。『アナール』派の歴史家の研究によれば、1770年代、パ

りの捨て子養育院 (Hôpital des Enfants Trouvés de Paris 1670年創設) に受け入れられた捨て子の数は、年平均4000人から8000人という数字を記録している⁽⁷⁾という。これは地方からつれてこられた子供たちも含まれているというが、途中でほとんどの子供たちは死亡していたらしく、フランス全土の捨て子となったら相当な数に及ぶことであろう。

先にも指摘したように、この頃のフランス社会では教会で聖別された婚姻関係のみを合法的とみなし、それ以外の関係を許容していない。そこで、この合法的関係以外の関係で生まれた子供には、聖堂区司祭によって洗礼を受ける祭、必ず、「非合法の illégitime」、「私生児の naturel」、「父親不明の ignoto patre」などの形容詞が冠されていたという。したがって、未婚の母や私生児がすでに教会によって差異化されて社会に受け取られていく文脈は構成されていたのである。しかも、世俗の権力は未婚の女性あるいは寡婦の妊婦に「妊娠届出書」なる義務を負わせていた。これは嬰兒殺しを予防することを目的としたものであったが、妊娠を届け出る女性にとっては非常に辛く屈辱的なものであったようだ。このような辛い義務を負わされることがわかっていながら、なぜ多くの女性たちが婚外出産せねばならなかったのであろうか。彼女たちが自ら進んで快楽を目的とした性行動に走ったとは考えられない。とすれば、彼女たちはどのようにして未婚の母への道を辿ることになったのであろうか。この当時の風俗記録を行ったモリノの記述を引いてみよう。

「普通の人々がたえず、手練手管でだまされるのを見るのは悲惨なことである。欲動に傾きやすい年齢の未婚の男たちの間で働く少女たちは、避けることのかなり困難な誘惑に晒されているのである。つまり、大きな屋敷では、彼女たちは従僕のなぐさみものになった。その場合、はじめは主人のおもちゃにされたあとということがしばしばであった。そして女主人に解雇される。」(1790: 46)

当時の全出生数に対する非嫡出子の比率は、農村に比べ都市に高く、それは20%を超えるところすらあった。この数字を担う女性たちの社会的出自は明白ではないが、捨て子の半数以上が非嫡出子であったというから、「私生児」と烙印を押された子供を抱えて生きていくことがいかに困難であったかが想像される。モリノが記述した少女たちの相当数がこのような捨て子の母であったのであろう。彼女たちが出産によって世間から「過ちを犯した」という烙印をおされてなお子供を育てることはできなかっただろうし、また子供を抱えていては働くこともできなかったであろう。妊娠届出書の記録によれば、彼女たちの大多数は住込の召し使いや農場の使用人であったという。彼女たちには捨て子への道しか残されていなかったのである。

しかしながら、キリスト教会は未婚の母や私生児を差異化して行く一方で、遺棄された子供たちを助ける養育院をもっていたのであるが、この養育院に連れてこられる前の教会附属の産院 (Hôtel-Dieu) を併設していることには驚かされる。しかも、秘密に出産しようとする女性たちと施療院 (産院)・養育院を結ぶ方法はほとんど暗黙に制度化されていた⁽⁸⁾。多額の謝礼をとって仲介をしていたのは産婆であるが、産婆は養育院の利点を並べたて、多くの子供を養育院へ送っていたという。しかし、養育院は産婆がいうような利点などほとんどなかったといつてよい。養育院に連れてこられた子供たちは、10歳まで生延びるのに十分の一のチャンスしかなかった。革命前には、年に600から700の子供の取り戻しの要求があったにもかかわらず、取り戻されたのは年平均3～5人という悲惨なものであったという (Delasselle [1975: 76])。このように、制度からの逸脱者として差異化するシステムに教会が深く加担していたことは否定できない。しかし、アンシャン・レジーム期の、特に1770年代の捨て子の増大は、教会の差異化および救済システムによって説明されるものではない。そこには別の要因が考えられねば

ならない。

それは、まず、家族、子供、母親などに対する人々の心性の変化期であったことが挙げられよう。一方で5人ものわが子を孤児院に送り込み、他方で子供の教育や理想的な母の姿を説くルソーの相矛盾する心性がそれを象徴している。1740年代、彼の浴した環境というのは、近衛士官や近衛騎兵の将校、あるいは商人、金融業者、軍の食糧御用商人など、要するに、「あらゆる職業のすぐれた人々（ブルジョワ）」が集ったところであった。そして、そこでの主な話題は色事についてであった。「ひどい目に会わされた正直者、欺かれた夫、誘惑された妻、一目を忍ぶ出産、こういったことがここでのごくあたりまえの話題だった。そして孤児院にいちばんたくさんの子供を送り込んだものが、いつもいちばん賞賛されていた」（ルソー『告白』[1965: 108-109]）のである。このような環境に染ったルソーは、ディドロの勧めに従い、納得しないテレーズを説き伏せて孤児院にわが子を送り込んだのである。

ルソーがこのような行為を実際に行いながら、観念的に理想的な家族像を描くことができたのは、台頭するブルジョワジーの精神を支えるような麗しき家族像が社会的にも求められていたからであろう。しかしながら、未婚の母や私生児の増大は、ブルジョワ家族が性における快楽を分離し、家族を生殖の単位に置き換えたことがもっとも大きな要因であろう。未婚の母や私生児は排除された快楽の結果なのである。ブルジョワの理想的な家族像が喧伝され、そのような家族が支配層の家族形態となっていけばいくほど、性の抑圧と経済原則に従って未婚の母や私生児はその背理として構成されていくのである。

6. ブルジョワ家族の法制度化

ブルジョワ家族を主要な家族として法制度への組み込みを推進したのは革命であったが、こ

れが直接的に国家へ連なる家族をつくり出したわけではない。家族に関わる法制度の実現は実質的には家族を伝統的な国家から引き離す役割を果し、家族をより私的な空間へと変えていった。革命期において、国家と家族という視角から法制度を見た場合、二つの大きな変化がある。第一に、民事身分（état civil⁹⁾の世俗化（とくに婚姻の世俗化）と家族内紛争における家族的解決への移行である。フランス革命期に家族はどのような変化を蒙ったのか。とりわけ、1791～1794年の時期に急速に展開された家族法の転換に焦点を当て、併せて革命前後で実態としての家族がいかなる変動を余儀なくされたかを概観してみよう。

(1) 革命期における婚姻法の改革

革命期における婚姻法の改革は、まずはそれを教会の関与から解放し、当事者と国家が関与する民事契約への転換として把握できる。民事身分として国家に管理される事象は出生、婚姻、死亡の三者だが、とりわけ婚姻に関しての改革の意味は大きい。旧制度下では、婚姻は教会が聖別による管理を独占していた。つまり、教会は婚姻が結合の意思を有する男女の秘蹟であり、夫婦は永続的かつ不可解消的な関係であることを規定してきたのである。また、制度における世俗権力、すなわち、国王は婚姻を秘蹟と見ることを承認しており、婚姻に関する教会の権限を基本的に支持し、かつ補完的でした。

すなわち、教会と国王は「婚姻は秘蹟（sacrement）である」という点においては完全に一致していたのである。また、両者は次のように婚姻に関して補完的であった。婚姻において教会法は親の同意を求めているのに対して、国家（国王）による法は、男子30歳、女子25歳まで両親の同意に服すべきものとした（1556年2月の王令、違反者への制裁は相続の排除）。男女の結びつきを教会が聖別し、国家が年齢制限という措置によって親の権威を保障してきたのである。

旧制度におけるこのような婚姻をめぐる干渉に対し、革命期の改革は教会法の定めていた規定を解消するとともに婚姻を教会の権威から解放し、当事者と国家が関与する民事契約へと転換した。つまり、革命期の家族法改革の根底には、婚姻を当事者の合意によってのみ形成されるものという新しい男女の結合観、新しい家族観があったことが認められよう。1791年9月3日＝14日の『フランス憲法典』第二篇第七条は、この権利を次のように宣言している。

「法律は、婚姻を民事契約としてのみ考える。立法権は、出生、婚姻および死亡が認定される方法を、すべての住民に対して差別なしに定める。立法権は、それらの証書を受領しかつ、保存する公の吏員を指名する。」

この憲法上の規定は、ほぼ一年の後、1792年9月20日＝25日の「市民の民事身分を認定する方式を定めたデクレ」によって、実定法上の内容を与えられた。教会はこれによって、実質的に民事身分の管理権を失うことになったのである。婚姻に関する伝統的規制は、革命期を通して解放されたことになるが、フランス革命が強硬な手段で進行したとしても、このように一挙に婚姻の本質的規定を変革することができたのは、すでに実質的な婚姻が個人の結びつきでなされていたことにもよるだろう。

婚姻法の改革は法的観点からみれば個人の市民的解放であったということは否定できない。しかしながら、当時、都市の職人層の間では正式な結婚をしないで同棲生活をするものたちが多かったが、革命が自由な結婚を保障してもその数は減ることはなかったという。当事者の自由意思で婚姻を認めるという譲歩は、彼らに法的繋がりを求めるものであるが、実際にはなかなか同棲者は減らなかったという。これは新たな秩序が家族を単位にした秩序を構築しようと目論んでいたにもかかわらず、共同体から切り離された身一つの都市労働者にとって、男女の結びつきに制度の承認がそれほど意味をもっていなかったことの証である。次の時代の支配者

であるブルジョワ階級が実現した単婚、家父長制的家族があらゆる階層に向って拡大されるにはいましばらくの時を要したのである。

(2) 家事紛争の家族的解決

ところで、家族の問題は婚姻に関わることがらのみではない。時代を超えて家事紛争は存在していた。革命は家事紛争をいかに調停しようとしたのか。旧制度においては、家事紛争の多くは最終的には国王への訴えに委ねられていた。これは家事紛争を通じて家族が国家的介入を許していたということでもある。国王へ出された封印状¹⁹⁾には、家族の財産をめぐる争いから父親の暴力、親の言うことを聞かない息子や娘、夫婦のいさかいなどさまざまな訴えがある。このような私的な争いに対する国家の介入は、人々がいかに私的領域をもたずに共同体に包絡されていたかを物語るものである。

革命期の改革は、このような家事紛争に対しても国家的介入を縮小する方向に向った。つまり、家族および近親間の紛争は、普通裁判所の管轄から外され、当事者が選任する血族等の仲裁人の判断に委ねられたのである。主なものは次の二つのデクレである。

① 1790年8月16日＝24日の「司法組織に関するデクレ」

「夫婦、父子、祖父孫、兄弟姉妹、おい・おじの間、またはこれらと同親等の婚姻の間、ならびに後見に関することがらについて被後見子と後見人の間でなんらかの紛争が生じる場合には、当事者は、血族、または血族を欠く場合には友人もしくは隣人を仲裁人として選任しなければならない。当事者は、これらの者の面前で争点の解明を行なう。それらの者は、当事者の意見を聞き、かつ、必要な認識を得たのちに裁判を行なう。」

② 1792年9月20日＝25日の「離婚の原因、方法および効果を定めるデクレ」

この法律は、協議離婚 (Consentement mutuel)、性格の不一致 (Incompatibilité d'humeur)

による離婚を認め、手続を6人以上の近親者の会に委ね、さらに法定事由による離婚の裁判手続を先の仲裁人に委ねた。

「これは革命のもたらした自由主義的契約思想の現れであった。そして、この法律が發布されてから二七箇月の間に、裁判所はパリだけでも五九九四の離婚を宣言し、共和六年においては、離婚の数が新婚の数を越すという状態であった。また、一七九二年の法律發布後、若い妻が田舎から帰ってみると、都の夫の家は引越され、夫は別の婦人と結婚していたとか、兵士たちはかれらの出発の際に離婚にあらかじめ同意しておいて、行きあたりばったり宿营地において結婚するというようなことも行なわれたという。」(宮崎〔1978:633〕)

家族が生産の単位であったときには、夫も妻も子供も重要な働き手であり、しかも、事実上プライベートな空間は存在していなかった。したがって、とくに農村のような閉鎖的な共同体においては、家族内の紛争は共同体の監視と制裁(シャリバリ)によって、生活のために解決されていた。共同体内で解決されないときに初めて、国家(国王)に訴えるということが行なわれていた。しかしながら、家族の情緒的結びつきが育たないうちに、革命は家族内の紛争を家族の手に委ねた。そのため、紛争が解決される前に家族が解体されるほうが先になることも多かった。とくに下層階級の家族にとっては家族を繋ぎとめるものが希薄であるだけに、より一層解体の危機に瀕していた。フランス革命が家族に果たした重要な役割は、家族を国家的関与から遠ざけることであったといえることができる。

(3) 革命後の家族の混乱

急進的な革命の嵐が去った後、家族と国家の新しい整合的な関係が追求されるようになる。つまり、アンシャン・レジーム下において、国家と個人とを媒介したさまざまな身分のないし閉鎖的団体(たとえば、同業組合、農村共同体

など)が革命によって否定された後、「家族」は国家と個人を媒介する唯一自然的な集団としてにわかに国家の統合の役割を担う存在として認識されるようになる。

それをもっともよく表明しているのが、1804年、ナポレオン法典に結実した家族である。民法典起草者の一人、ポルタリスは、「人は、家族という小さな祖国を通じて大きな祖国に繋がる。よき国民を形づくるものは、よき父、よき夫、よき息子である」(稲本〔1985:321〕)と法典の提案趣旨説明の結語に述べている。しかし、革命を通じて婚姻の中に男女の自由な結びつき(愛着、性愛)と国家に連なるよき個人(子供)を育てる場としての家族を実現したのはブルジョワ中産階級のみであった。とりわけ下層階級においては、この家族が実践される以前に混乱と無秩序の方が勝っていた。

革命後、いかなる階級においても結婚は個人の結びつきとはならなかった。異性が互いに愛着を持ちあうことが結婚と結びつくということもなかったし、まして、性的結びつきが結婚を約束するものでもなかった。たとえば、農村では町に比べると結婚は相変らず経済的な出来事であるといえてよかった。家産は相変わらず長男、長女を縛りつけていた。ただ、変ったことと言えば、次三男、次三女が都会に出ていったり、植民地へ行って帰ってこないといったことである。都会においても事情は似ていた。革命によって、結婚が個人的出来事としての承認を得たからといって上流階級の娘たちが自由に好みの相手と結婚することができるようになったかという、実はそうではなかった。また、革命が小康状態に入った1795年以降、上流階級の婦人が主催するサロンは復活し、しかも革命によって保障された自由によって革命前にも増して道徳的には頹廃していた。婦人の中には肌着もつけずに透けた衣服を身にまったり、浴室で面会するものまででてくる有様であった。遊戯的な恋愛によって醜聞をまきちらす女性も多かった。しかしながら、このような評価は当時

の女性に対し公平な評価ではない。なぜなら、男性の放蕩は革命前も後も大目に見られていたのであるし、ときには、自慢の種でさえあったのであるから。また、農村から出てきた働く娘たちも自由に結婚できたわけではない。とりわけ、1760年～1830年代の都市の急成長とそれにとまなう都市への人口流入（特にパリ）は、性比のアンバランスを生み出した（男性過多、地区による分布の偏り）。そのため、下層階級の女性たちはほとんどの場合労働者であったが、彼女たちは結婚のあてもないまま自由という大義名分によって「てごめ」にされたりするものがあとをたたなかったという。

さらに、革命による旧秩序の崩壊とその後の新秩序の制定は、先に見たように家事紛争を解決するまでにはいたらず、むしろ家族を解体し、より個人的かつ私的な空間へと転換したということすらできるだろう。

しかし、近代家族イデオロギーの鼓舞にナポレオン法典の果たした役割は見逃されるものではない。新しい婚姻法は婚姻を両性の合意にその根拠を求めたが、家族法は、夫を保護者（＝居所決定者＝婚姻費用支弁者）とし、妻の無能力と服従者（＝随伴・被受容者＝被扶養者）と規定した。また認知されるべき子どもは「enfants de famille」（家子）と定義され、近代家族の家父長的性格を強く打ち出すものとなった。西欧のフェミニズム思想が今日に至るまで、「近代家族」をターゲットとした闘争を繰り広げなければならないのは、このナポレオン法典に結実した法の文言は無論のこと、その文言によって鼓舞された家族イデオロギーが、またそれに依拠してしまう人々の心性が女性を抑圧してきたからにはほかならない。

【註】

- (1) シャリヴァリ (charivari) とは、中世期後半から近代初頭にかけてヨーロッパに伝統的に存在した儀礼的な制裁をいう。とくに性的逸脱として歳の離れた男女の結婚や姦通などがその制裁の対象であり、共同体内の青年が仮装して村の中を行進したり、制裁の対象者の家の前で騒ぎたてたりした。シャリヴァリという儀式的制裁は、主に共同体の性的秩序を維持する目的で行われていたと考えられている。（『社会学事典』弘文堂）
- (2) われわれは中産階級の暮らしを今日のそれに置き換えて思い描きがちであるが、西欧近代社会に台頭した中産階級の暮らしはメイドや下僕を雇うほどの経済力を備えた存在であった。したがって、主婦が自ら手をかけて家事労働することはまれであった。
- (3) ミシェル・フーコーは次のように言う。「家族は性的欲望と婚姻＝結合の交換器である。それは、法と法律的なるものの次元を性的欲望の装置の中に運び込む。そして快樂の産出・配分の構造（エコノミー）と感覚の強度とを婚姻の体制の中に運び込むのだ。」（[1976=1986:139]）
- (4) 18世紀フランスにおける「母役割」については、詳しくは拙論「近代的母性観の比較論的考察」（お茶の水女子大学「人間文化研究年報」第15号）参照。
- (5) 施療院や養育院などの貧困階層の救済施設は、金持ちのための医学知識の確保という意味においてもまさにブルジョワ階級のためのものであった。「金持が貧困者の医療のために金を出すことによって、金持の人身身がかかりうる諸疾患に関する知識を増やすことになる。貧困者に関する慈善は、金持に適用されうる知識に変わるのである。」（フーコー [1963=1988:122]）
- (6) 18世紀パリの未婚の母については拙論報告「『未婚の母』と『近代家族』制度」日本社会学会報告要旨1988参照。
- (7) 藤田その子「さまよう未婚の母たち—アンシャン・レジーム末期の私生児出生—」参照。
- (8) 「彼女たちは可能な限り自らの「過ち」を隠そうとし、近くの町の産婆の手を借りて、こっそり出産をすませたのであった。パリのサン・タンドレ・デ・ザール教区の司祭で、詳しい事情に通じていたデボワ・ド・ロシュフォールのいうところによれば、産婆たちは、不義の子を育てるのがどんなに大変か、それに反し、養育院に入れればどれほどに利点があるか、将来、自分の手に呼び戻すのにどんなに容易か、といったことを述べたてて、子供を養育院へ送り込み、多額の謝礼をとっていたという。たとえ母親に

厄介払いの気持ちがなくても、こうして多くの私生児は養育院への道を辿ったのである。」(二宮宏之 [1981: 12-13])

施療院は、もちろん産院としてばかりでなく、貧困層の病いにも関わっていた。

- (9) 民事身分とは、「わが国の戸籍に相当するが、かつて「家」単位の構成をとることがなく、また今日でも「世帯」単位の構成をとることもないので、「戸籍」の語には必ずしも相応しない。また、これを民事身分 *état civil* というのは、旧制度の「王国の三つの身分」 *trois état* [聖職・貴族・平民] と区別するための歴史的慣用による」(稲本 [1985: 314-315]) とされる。

- (10) *Le Désordre des Familles* 参照。

【引用および参考文献】

先の報告「(1)セクシュアリティの変容と性の管理」において提示した文献は省略する。

藤田その子 「さまよう未婚の母たち—アンシャン・レジーム末期の私生児出生—」『西洋史学』129号, 1983

二宮宏之 「七千人の捨子」『月刊百科』221号, 平凡社, 1981

ミシェル・フーコー 『臨床医学の誕生』神谷美恵子訳, みすず書房, 1998

Delasselle, C., *Abandoned Children in eighteenth-Century Paris*, *Annales* : 1975 (Annales, E. S.C., 30, 1975, pp. 187-218) 本論文での引用は英語版による。

Abbé C.-A. Leclerc de Montlonot, *Obsevationes sur les Enfants-Trouvés de la généralité de Soissons*, Paris, 1790

稲本洋之助 『フランスの家族法』東京大学出版局 1985

宮崎孝治郎編 『新比較婚姻法Ⅲ』劉草書房 1962=1978

ルソー、J.=J. 『エミール』今野一雄訳、岩波文庫(上)

———『告白』桑原武夫訳、岩波文庫(中)

Présenté per Arlette Farge et Michel Foucault, *Le Désordre des Familles ; Lettres de cachet des Archiver de la Bastille*, Edition Gallimard, 1982